

「ビジネスと人権」セミナーの開催について

企業における人権尊重の必要性について、近年、国際的な関心が高まってきており、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「ビジネスと人権」という。）が採択され、企業活動における人権尊重・保護・促進の指針として用いられています。

静岡県社会保険労務士会では、今般、企業の方を対象として「ビジネスと人権」に関するセミナーを開催することといたしました。

つきましては、別添のチラシを企業の方にご案内くださいますようお願いいたします。

なお、受講対象者としては、企業の方としていますが、企業との関わりの深い会員の皆様方にも是非参加していただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いたします。

お申し込みは先着順となっており、上限数(30名)に達し次第、受付終了となります。

静岡県社会保険労務士会 事務局